

サントリー知多蒸溜所株式会社

焼却施設 維持管理基準（廃掃則第4条の5第1項）

| 維持管理基準 | | 適合計画 |
|--------|---|---|
| 2号イ | ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合すること。 | 本施設は、コンベアー搬送方式のため本項は該当しない |
| 2号ロ | 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、ガス化燃焼方式または処理能力が2t/h未満の焼却施設は除く | 燃焼室への廃棄物の投入は外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行う |
| 2号ハ | 燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃以上に保つこと。 | 燃焼ガスの温度を800℃以上に保つ。 |
| 2号ニ | 焼却灰の熱しゃく減量が十パーセント以下になるよう焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合を除く。 | 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように燃焼する。 |
| 2号ホ | 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。 | 運転開始時は助燃装置を作動させる等により炉温を速やかに上昇させる。 |
| 2号ヘ | 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。 | 運転停止時は助燃装置を作動させる等により燃焼室の炉温を高度に保ち廃棄物を燃焼しつくす。 |
| 2号ト | 燃焼室内の燃焼ガス温度を連続的に測定し、かつ記録すること。 | 燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。 |
| 2号チ | 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合を除く | 集塵機に流入する燃焼ガスの温度を概ね200℃以下に冷却する。（集塵機内で冷却する場合は集塵機内で冷却された燃焼ガスの温度） |
| 2号リ | 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録すること。 | 集塵機に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。 |
| 2号ヌ | 排ガス処理設備・冷却設備にたい積したばいじんを除去すること。 | 排ガス処理設備・冷却設備に堆積したばいじんを除去する。 |
| 2号ル | 排ガス中のCO濃度が100ppm以下となるよう燃焼すること。 | 排ガス中のCO濃度が100ppm以下になるように燃焼する。 |
| 2号ヲ | 排ガス中のCO濃度を連続的に測定・記録すること。 | 排ガス中のCO濃度を連続的に測定・記録する。 |
| 2号ワ | 排ガス中のダイオキシン類濃度が処理能力に応じた基準の濃度以下になるようごみを焼却すること。 | 排ガス中のダイオキシン類濃度が基準値以下になるように焼却する。 |
| 2号カ | 排ガス中のダイオキシン類の濃度は年1回以上測定・記録すること。 | 排ガス中のダイオキシン類濃度を年1回以上測定・記録する。 |
| 2号ヨ | 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 | 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。 |
| 2号レ | ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。 | ばいじんと焼却灰を分離して排出し貯留する。 |
| 2号ナ | 火災の発生を防止するため必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 | 火災防止に必要な措置を講ずると共に消火設備を備える。 |